様式第123号（第43条関係）

|  |
| --- |
| 交付要求通知書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　　　　　殿村長　　　　　　　下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしましたので、国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。 |
| 滞納者 | 住（居）所 (所在地) |  |
| 氏名 (名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 法定納期限 |
|  |  | ・・ | ・・ | 円 | 円 | 下記の金額円 | 円 | 下記の金額円（　　　） | ・・ |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  | 〃 |  | 〃（　　　） | ・・ |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  | 〃 |  | 〃（　　　） | ・・ |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  | 〃 |  | 〃（　　　） | ・・ |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| （名称、数量、性質及び所在）交付要求に係る財産又は事件名 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 執行機関名 |  | 差押年月日 | 年　　月　　日 |
| 交付要求年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ当該税額に（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額は切り捨てます｡）年14.6パーセント納期限（更正、決定修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |